

雇用型漁業支援事業実施要領

第1 趣旨

この実施要領は、高知県漁業就業総合支援事業の雇用型漁業支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の内容等

1 この事業は、一般社団法人高知県漁業就業支援センター（以下「センター」という。）が雇用型漁業における新規就業者の雇用への支援を実施するものとする。

2 この事業の対象となる団体、法人又は個人（以下「経営体」という。）及び当該経営体が新たに雇用する者（以下「新規就業者」）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 経営体

ア 沿岸・沖合漁業又は海面養殖業を営む経営体。

イ 新規就業者を雇用する際に正規雇用契約を締結すること。

ウ 新規就業者との関係が3親等以内の親族が経営する経営体でないこと。

エ 経営体が労働者災害補償保険に加入していること。ただし、社会保険や船員保険などへの加入が義務付けられている経営体はそれらにも加入していること。

オ センターが実施する審査に合格のうえ、関係する漁業協同組合、市町村及び県（以下、「関係機関」という。）に事業の実施が承認されていること。

カ 本事業の活用のみを目的とせず、新規就業者を継続就業させる意思があること。

キ 陸上作業のみに従事する者や事務員等も含むすべての労働者のうち、常時雇用している者の数が20名以上の経営体については、本事業開始前に新規就業者を4か月以上、従業員として雇用していること。

ク 本事業で受入れた新規就業者について、過去5年間に3名以上を受入れた経営体は、その離職率が50%未満であること。または、過去5年間に新規就業者を受入れ、1名以上の離職が生じている経営体は、雇用型漁業支援事業審査表①（別記第1号様式別紙2-1）の2の（5）の改善計画の内容が十分であること。ただし、病気や怪我などによりやむを得ず離職した場合は、離職率に含まない。

ケ 過去1年間に漁業に関する法令の違反に係る刑事又は行政処分を受けていないこと。若しくは、事業実施中に漁業に関する法令の違反に係る刑事又は行政処分を受け、当該事業終了後から1年以上経過していること。

コ 経営体において、前年度に漁業労働における死亡災害が発生していないこと。

サ 他の補助事業で新規就業者への支援を行っていないこと。

シ 別紙に掲げる暴力団が実質的に経営を支配する機関又はこれに準ずる機関でないこと。

ス 本事業の実施や実施後のフォローアップ等について、関係する漁業協同組合の協力が得られること。

セ 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

ソ 本事業を実施する事業所の全ての役員及び従業員（非常勤及び特定技能人材を含む）が、

以下の（ア）から（エ）に掲げる方法により職場におけるパワー・ハラスメント対策、セクシュアル・ハラスメント対策、安全対策等に関する研修を受講し、任意の様式により受講結果を取りまとめた報告書を提出すること。

（ア）自治体等が主催する研修会

（イ）自社が主催する研修会

（ウ）インターネット上で公開されている研修用動画又は光ディスク等に記録された視聴覚教材等の視聴

（エ）その他、センターが適すると認めるもの

タ 実施の時期は、新規就業者への有効性を勘案し、本事業の活用開始日を起点とし、過去1年以内又は当該年度内に実施すること。なお、センターがやむを得ないと判断する場合は、事業実施期間内であれば翌年度も認める。

（2）新規就業者

ア 高知県内に在住、または居住を予定している者。ただし、住宅や家庭事情により、高知県内に居住することが困難で、センター及び関係機関の承諾が得られた場合は、この限りでない。

イ これまでに累積1年以上、主として漁業に従事したことがない者。

ウ 過去に、国または地方公共団体に係る予算において実施した事業（漁業学校等を対象とした事業は除く）による長期研修等を6か月以上実施していないこと。ただし、長期研修等を6か月未満実施している場合にあつては、1年から長期研修等を受講した月数を差引いた月数を本事業の実施期間の上限とする。

エ 本事業の活用のみを目的とせず、経営体に継続就業する意思があること。

オ 未成年者にあつては、義務教育を修了し、保護者の同意が得られていること。

3 この事業の手続きは、以下のとおりとする。

（1）経営体は、センター職員等と面談のうえ、雇成型漁業支援事業申請書（別記第1号様式）（以下「申請書」という。）を作成し、必要な添付書類を付して、センターへ提出する。

（2）提出を受けたセンターは、申請書の内容を確認したうえで、雇成型漁業支援事業審査表①（別記様式第1号別紙2-1）及び雇成型漁業支援事業審査表②（別記様式第1号別紙2-2）に基づき、経営体の審査を行う。

（3）センターの審査で事業の実施が適当と判断された場合、センターは関係機関に申請内容と審査結果を報告し、承諾書（別記第2号様式）に基づき、関係機関の事業実施に対する意見を求める。

（4）センターは、事業実施の可否を経営体に報告する。

4 この事業の対象経費及び支払内容は、別表に掲げるものとする。ただし、対象経費の認定にあたり、支払関係書類等に不備があつた場合は、支払の対象とならないことがある。

5 この事業の対象となる内容、期間等は次に掲げるとおりとする。

（1）この事業の対象となる期間は、事業開始から1年以内とする。ただし、経営体が休漁等により雇止めを行う場合は、当該雇止めの期間を含み、1年以内とする。

（2）この事業の対象となる新規就業者は、従業員のうち乗組員の人数が10名以上の経営体は2

名以内とし、乗組員の人数が10名未満の経営体は1名とする。

(3) 事業実施期間中、経営体及び新規就業者は雇用型漁業支援事業日誌（別記第3号様式）を作成し、1月ごとにセンターに提出しなければならない。

(4) 新規就業者は、センターが開催する共通座学研修の受講を必須とし、受講する回数等については、センターの指示に従うものとする。

(5) 経営体での新規就業者の雇用の継続が困難となる事由が生じた場合は、センター、関係機関、経営体及び新規就業者が協議のうえ、事業を中止することとする。ただし、次に掲げる事項に該当するものについては、センターは、経営体に支払った対象経費の返還を請求するものとする。

ア 事業実施期間中に、経営体の責において雇用を中止したとき。

イ 本事業の規程等に違反して対象経費の支払いを受けた場合。

ウ 経営体と新規就業者の間で取り交わした雇用契約の不履行があった場合。

エ 名義貸しや従事日数の虚偽報告、申請書類等への虚偽記載等の対象経費の受理を目的とした悪質な行為が認められる場合。

オ センターが実施する本事業及び履行確認検査等に協力しない場合

カ その他悪質とみなされる行為があった場合

(6) 経営体は、事業が終了したときは、速やかに雇用型漁業支援事業実施状況報告書（別記第4号様式）を作成し、センターに提出しなければならない。

(7) 提出を受けたセンターは、内容を確認のうえ、関係機関にその写しを提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要領による改正後の規定のうち、要領様式の別記第3号様式以外は、令和3年4月1日以降に着手した事業について適用し、同日前に着手した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表

対象経費		支払内容
雇用にかかる経費	経営体における新規就業者の指導・育成にかかる経費及び雇用にかかる保険料等	[支払上限額] 月額 117,000 円以内（新規就業者 1 名につき、1 月当たり 10 日以上従事した場合は月額 117,000 円とし、10 日未満の場合は日額 11,700 円とする。）
消耗品費	経営体における新規就業者の雇用に必要な消耗品の購入費	[支払上限額] 新規就業者 1 名当たり 3 万円以内

別紙

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。